

## エコロジカル・デモクラシー財団 定款

### 第1章 総則

#### (名称)

**第1条** 当法人は、一般財団法人エコロジカル・デモクラシー財団と称する。

#### (事務所)

**第2条** 当法人は、主たる事務所を東京都世田谷区東玉川1丁目3番23号に置く。

### 第2章 目的及び事業

#### (目的)

#### 第3条

(目的) 当法人は、エコロジカル・デモクラシーを普及、定着、展開することを目的とする。

(ビジョン) 一人ひとりが、人間は自然の一部であることと人間だけが培ってきた信念(自由、平等、平和)を誇りに思い、自然、生態系(エコロジー)を労り畏れながら、人々の協同(デモクラシー)を尊重する世界を目指す。

(背景) 人間は生態系の一部であり、又かつて、人間社会は自然の一部として、生態系の循環の範囲内で営まれてきた。しかし著しい科学技術と経済の発展に伴い、人間社会の活動は自然の循環を逸脱した範囲にまで及び、その結果「生物としての人間」と「現代社会で生きる人間」との間の乖離が広がっている。このような状況の下、自然保護、生態系保全の活動は活発になり(エコロジー)、社会的弱者と共に暮らし、多様な社会を創ろうとする試みも粘り強く深化している(デモクラシー)。エコロジーとデモクラシーの活動は大概独立に展開されているが、各々が局所的かつ専門的にアプローチされ実践されるだけでは不足である。この二つの活動を結び付け、それぞれの思想が出会い、人々が自然に抱く喜びと人々が共にある喜びが混ざり合う、そのような世界を導き出す理念、価値、方法、実践がエコロジカル・デモクラシーである。エコロジカル・デモクラシーが、人間社会、都市を生態系の中に位置づけなおし、自然、生態系を人々の協同の種とする。同様に人々の社会への参加と貢献、多様性を希求する運動を、その土地固有の自然・生態系へと意識的に結び付ける。エコロジー、デモクラシーの両側面でのアプローチが開く可能性を、エコロジカル・デモクラシーという新たな価値として社会へ提言しながら、多くの分野を結びつけ、自然と社会の問題を一体として解決する方法を考案し、実践する為、本財団を設立した。

(事業)

**第4条** 当法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) エコロジカル・デモクラシーの発見・普及・啓発事業
- (2) エコロジカル・デモクラシーに関連する出版事業
- (3) エコロジカル・デモクラシーに関連する学術研究事業
- (4) エコロジカル・デモクラシーの推進に寄与する行政、研究機関、市民組織との連携事業
- (5) エコロジカル・デモクラシーの実践事業
- (6) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(基本財産)

**第5条** 当法人の財産のうち、当法人の目的である事業を行うために不可欠なものとしてこの定款で定める財産を、基本財産とする。

- 2 理事は、基本財産を善良な管理者の注意をもって維持管理しなければならないが、当法人の目的である事業を行うことを妨げる処分をしてはならない。

(事業年度)

**第6条** 当法人の事業年度は、毎年10月1日に始まり翌年9月30日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

**第7条** 当法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。事業計画及びこれに伴う予算を変更する場合も、同様とする。

- 2 やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入及び支出をすることができる。ただし、重要な財産の処分及び譲受け並びに多額の借財を行うことはできない。

- 3 事業計画書及び収支予算書は、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまで備え置くものとする。

- 4 前項に規定する書類は、電磁的記録をもって作成し、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

**第8条** 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、第1号については定時評議員会に報告し、第3号及び第4号の書類については定時評議員会の承認を受けなければならない

い。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(会計帳簿の閲覧等の請求)

**第9条** 評議員及び債権者は、当法人の業務時間内はいつでも、会計帳簿又はこれに関する資料の閲覧又は謄写の請求をすることができる。

#### 第4章 評議員

(評議員)

**第10条** 当法人に、評議員3名以上6名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

**第11条** 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）第179条から第195条までの規定に従い、評議員会において行う。

(任期)

**第12条** 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、この定款に定めた定数に足りなくなるときには、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

**第13条** 評議員は、無報酬とする。

2 評議員に対しては、費用を弁償することができる。この場合の基準については、理事会の決議を経て別に定める。

## 第5章 評議員会

### (構成)

**第14条** 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

### (権限)

**第15条** 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

### (開催)

**第16条** 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度の終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

### (招集)

**第17条** 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 理事長は、前項の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を評議員会の日とする招集通知を発する。

4 理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の決議により定めた順位により、他の理事がこれに代わり評議員会を招集する。

5 理事長（一般法人法第180条第2項の規定により評議員が招集する場合には、当該評議員。次項において同じ。）は、評議員会の日から1週間前までに、書面をもって、評議員に対して評議員会を招集する旨の通知を発する。

6 理事長は、前項の書面による通知の発出に代えて、評議員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。

7 前6項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(決議)

**第 18 条** 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

(評議員会決議の省略)

**第 19 条** 理事が評議員会の目的事項について提案した場合において、当該提案につき評議員（当該提案について議決に加わることができるものに限る）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

**第 20 条** 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員のうち2名は、前項の議事録に記名押印する。

3 議事録が電磁的記録をもって作成されている場合には、法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとる。

(評議員会への報告の省略)

**第 21 条** 理事長が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

## 第6章 役員

(役員)

**第 22 条** 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上10名以内

(2) 監事 1名以上

2 理事のうち、1名を理事長とする。

3 前項の理事長を一般法人法が定める代表理事とする。

(役員を選任)

**第 23 条** 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

**第 24 条** 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

**第 25 条** 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成する。

(2) 当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(3) 理事が不正の行為をし、若しくは不正の行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告する。

(4) 理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べる。

(5) 第 3 号に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。

(6) 前号に基づく請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合に、理事会を招集することができる。

(7) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法務省令で定めるものを調査する。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告する。

(8) 理事が当法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときに、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求する。

(9) 当法人が理事との間の訴えを遂行するときに、当法人を代表する。

(10) 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書につき監査し、監査報告を作成する。

(11) その他法令に定められた業務を行う。

(役員任期)

**第 26 条** 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。

3 補欠のため選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 この定款で定めた理事又は監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

**第 27 条** 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

**第 28 条** 当法人は、理事及び監事に対して、評議員会の決議によって、報酬等を支給することができる。

2 理事及び監事に対しては、費用を弁償することができる。この場合の基準については、理事会の決議を経て、別に定める。

(競業及び利益相反取引)

**第 29 条** 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引について重要な事実を開示し、その承認を受ける。

(1) 理事が自己又は第三者のために当法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。

(2) 理事が自己又は第三者のために当法人と取引をしようとするとき。

(3) 当法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において当法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

2 前項の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告する。

(役員等の責任軽減)

**第 30 条** 当法人は、一般法人法第 198 条の準用による第 113 条第 1 項の規定により、評議員会において議決に加わることができる評議員の 3 分の 2 以上の多数による決議をもって、

理事、監事の同法第 198 条の準用による第 111 条第 1 項の損害賠償責任について、賠償責任額から同法第 113 条第 1 項第 2 号所定の金額（以下「最低責任限度額」という。）を控除した額を限度として免除することができる。

2 当法人は、一般法人法第 198 条の準用による第 114 条第 1 項の規定により、理事会の決議によって、理事、監事の同法第 198 条の準用による第 111 条第 1 項の損害賠償責任について、賠償責任額から最低責任限度額を控除した額を限度として免除することができる。

## 第 7 章 理事会

### （構成）

**第 31 条** 理事会は、すべての理事で構成する。

### （権限）

**第 32 条** 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職
- (4) その他法令又は定款に規定する職務

### （招集）

**第 33 条** 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の決議により定めた順位により、他の理事が理事会を招集する。

3 理事長以外の理事は、理事長に対して理事会の目的事項を示して理事会の招集を請求したにもかかわらず、請求をした日から 5 日以内に、その請求をした日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会招集通知が発せられない場合には、自ら理事会を招集することができる。

4 監事は、第 25 条第 5 号に基づき理事長に対して理事会の招集を請求したにもかかわらず、請求をした日から 5 日以内に、その請求をした日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会招集通知が発せられない場合には、自ら理事会を招集することができる。

### （招集通知）

**第 34 条** 理事会を招集する者は、理事会の日の 3 日前までに、各理事及び監事に対してその通知を発しなければならない。

2 理事会を招集する者は、前項の書面による通知の発出に代えて、理事及び監事の承諾を得た電磁的方法により通知を発出することができる。

3 前 2 項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を

経ることなく、理事会を開催することができる

(決議)

**第 35 条** 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 理事会の決議について特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。

3 理事が理事会の決議の目的事項について提案した場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（但し、監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

**第 36 条** 理事会の議事については、法務省令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成する。

2 議事録が書面で作成されている場合には、理事会に出席した理事長及び監事は、議事録に署名又は記名押印する。

3 議事録が電磁的記録をもって作成されている場合には、法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとる。

(理事会への報告の省略)

**第 37 条** 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。但し、一般法人法第 197 条において準用する第 91 条第 2 項の規定による理事の業務執行状況報告については、理事会への報告を省略することはできない。

第 8 章 定款変更、事業譲渡及び解散

(定款の変更)

**第 38 条** この定款は、第 3 条の規定を除き、評議員会の決議によって変更することができる。

(事業の全部譲渡)

**第 39 条** 当法人が事業の全部を譲渡する場合には、評議員会の決議によらなければならない。

(解 散)

**第 40 条** 当法人は、基本財産の滅失による当法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(清算法人の機関)

**第 41 条** 当法人が清算法人となった場合、評議員、評議員会及び清算人の他、清算人会及び監事を設置する。

(残余財産の帰属)

**第 42 条** 当法人が清算する場合に有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

**第 43 条** 当法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合には、官報に掲載する方法による。

## 第 10 章 補 則

(細 則)

**第 44 条** この定款に定めるもののほか、当法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、当法人の成立の日から施行する。
- 2 当法人の設立者は次のとおりである。  
土肥真人 東京都世田谷区玉堤2丁目13番8号ストリーム等々力#3B
- 3 当法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は次のとおりである。  
土肥真人 現金300万円
- 4 当法人の設立時評議員は次のとおりとする。  
設立時評議員 中井検裕  
設立時評議員 古山周太郎  
設立時評議員 小島直子
- 5 当法人の設立時の役員は次のとおりとする。  
設立時理事 土肥真人  
設立時理事 山廣陽子  
設立時理事 伊東拓也  
設立時代表理事 土肥真人  
設立時監事 天野裕
- 6 当法人の設立当初の事業年度は、第6条にかかわらず、この法人の成立の日から平成29年9月30日までとする。
- 7 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般財団法人エコロジカル・デモクラシー財団の設立のためこの定款を作成し、設立者が次に記名押印する。

平成28年10月24日

設立者 土肥真人 印